アプルス活動会員規約（クラブ・教室共通）

（名称・所在地）

第1条　NPO生涯スポーツ振興会（以下当会とする）は、事務局を山形市南二番町 8－3 特定非営利活動法人生涯スポーツ振興会（略称アプルス）内に置きます。

（目　的）

第2条　当会は会員の生涯にわたる健康の維持増進と相互の親睦をはかり、個々の条件に合ったスポーツライフを楽しむことを目的とします。

（事　業）

第3条　前条の目的を達成するため次の事業を行ないます。

（1）スポーツクラブの運営と援助育成
　年間を通した大人のスポーツクラブ、子どものスポーツクラブの運営

（2）生涯スポーツの基礎となる技術の習得、基礎的な体力づくりをする場の提供
　幼児から大人まで各種スポーツ教室の開催（スキーなどのアウトドア教室も含む）

（3）健康維持・増進、親睦をはかるための各種イベントの開催

（4）スポーツに関する情報提供

（5）その他、当会の目的達成のために必要な事業

（会員の資格）

第4条（1）会員は(会員が未成年の場合はその保護者が)第2条の趣旨に賛同し、入会手続きを完了した者とします。

（2）会員の資格は他に譲渡できません。

（3）資格は退会により消失します。

（入　会）

第5条　入会するときは入会金を添えて入会申込書を提出します。

（退　会）

第6条（1）会員の都合で退会するときは申し出たうえで、退会する月の前月末までに退会届を提出します。入会金、年間保険料、年間登録料の返金はできません。

（2）当会の名誉を著しく毀損したとき、発言や態度等が著しく活動の妨げとなるとき、他の会員の迷惑となる行為を改めないときは、一方的に退会を申し渡します。

（再 入 会）

第7条　退会して再入会するときは入会金を納めなければなりません。但し、退会日より一年以内に再入会するとき、入会金は不要とします。

（休　会）

第8条　会員の都合で休会するときは申し出たうえで、休会する月の前月末までに休会届を提出します。休会は年度内3ヶ月まで認めます。

（傷害保険）
第9条　会員が当会に係わる諸行事の参加中に傷害を受けたときは、当会で加入している傷害保険の給付規定の範囲内でのみ保障します。別途治療費などの支給は行いません。

（賠償責任）
第10条
　どのようなスポーツであれ、スポーツ活動には常に多少の危険が伴っており、例えルールを守って活動していても、不可避的に起きてしまう事故もあります。当会はこのような前提に立ち、当会の管理活動中に起きたケガや事故について、明らかに当会の故意又は重過失によるものである場合を除き、損害賠償責任を負いません。

（会　計）
第11条　当会の会計年度は4月1日より翌年3月31日迄とします。

（運　営）
第12条　各クラブ・教室の運営は当会が行ないます。

（肖 像 権）
第13条 (1)当会の活動における肖像権については、当会に帰属するものとします。
(2)活動中に撮影した写真及び動画は、当会の広報又は活動の記録のために、特に必要と判断した場合を除いて事前の断りなく使用します。

（個人情報の取扱）
第14条　入会手続きなどで得た個人情報は、当会の活動を円滑に行うためにのみ使用します。

（細　則）
第15条　各クラブ・教室の運営に必要な詳細は細則で定めます。

（付　則）　規約改正　2011 年 4 月 1 日　2014 年 2 月 1 日　2015 年 4 月 1 日
2016 年 4 月 1 日　2017 年 4 月 1 日　2018 年 4 月 1 日